

## 新型コロナウイルスワクチン接種証明書提示の義務化について

令和5年1月11日  
在ジブチ日本国大使館

ジブチ政府は9月15日付大統領令にて、18歳以上のジブチ人及びジブチ居住者に対し、ジブチ出国前における新型コロナウイルスワクチン接種証明書又は新型コロナウイルスワクチン接種免除の証明書の提示を義務とすることを発表しました。同大統領令の概要は下記のとおりです。

### 〈ポイント〉

●18歳以上のジブチ人及びジブチ居住者は、ジブチ出国前に、新型コロナウイルスワクチン接種証明書又は新型コロナウイルスワクチン接種免除の証明書の提示が義務とされています。

●ジブチ出国に関しては以下のいずれかの書類の提示が必要となります。

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種を証明する証明書
- (2) ワクチン接種免除を示す(ワクチンへの禁忌の証明書)証明書

### 〈大統領令の概要〉

1 この大統領令は新型コロナウイルス感染の予防・対策のための措置を緩和するものである。

2 次の場所でのマスク着用義務及びソーシャルディスタンスの確保を終了する：

- すべての公共の場所
- 公に開かれているすべての公共および民間の施設
- すべての公共交通機関
- すべての海上及び鉄道交通
- すべての宗教施設

ただし、重症化リスクを抱えるすべての人々及び医療施設に従事するすべての職員については、これらの場所でのマスクの着用を強く推奨する。

3 すべての公共及び民間の施設、特に医療施設においては、出入口への手洗い設備もしくは消毒ジェルの設置を強く推奨する。

人の集まる閉鎖空間（職場、学校、宗教施設を含む集会場）においては、可能な限り換気を実施することを強く推奨する。

4 ジブチに居住する18歳以上のすべてのジブチ人及び外国人に新型コロナウイルスワクチンの接種を義務付ける。

5 入国のためには以下の条件を満たすことが義務付けられる：

— 新型コロナウイルスワクチンの接種を完了している者については、新型コロナウイルス検査を免除する。

— 新型コロナウイルスワクチンを接種していない、あるいは接種を完了していない者は、出発72時間前に実施したRT-PCRテストの陰性証明の提示が求められる。陰性証明を保持していない場合には、入国の際に新型コロナウイルス検査を実施する。

出国者について：

— 18歳以上のジブチ人及び居住者は、ジブチ出国の際に、新型コロナウイルスワクチン接種証明書あるいは新型コロナウイルスワクチン接種免除の証明書の提示が義務付けられる。

— 渡航先の有効な規定により義務付けられている場合、出国者は、新型コロナウイルス検査の陰性証明を提示しなければならない。